

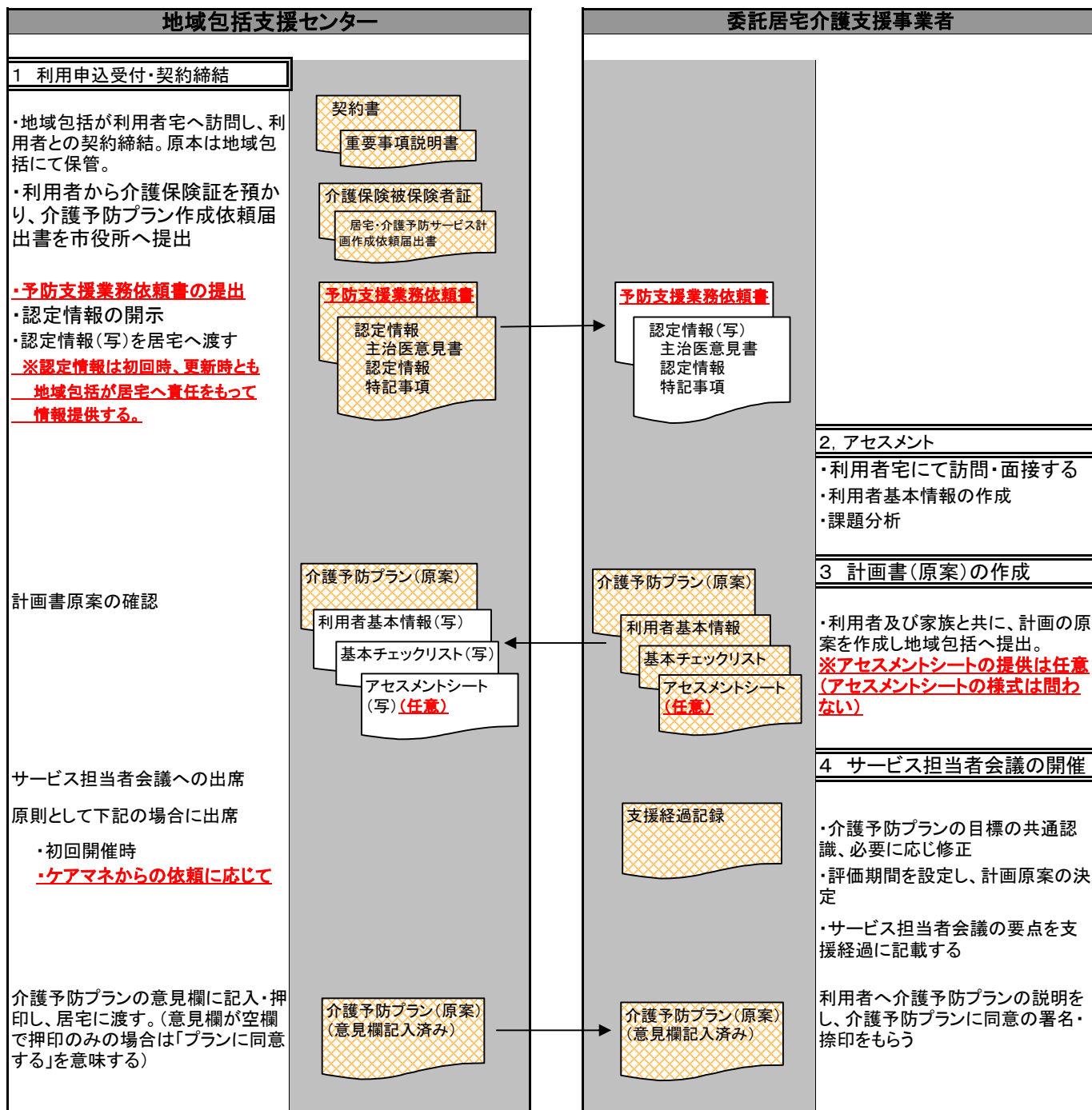
居宅介護支援事業所へ業務委託した場合の介護予防支援業務の流れ

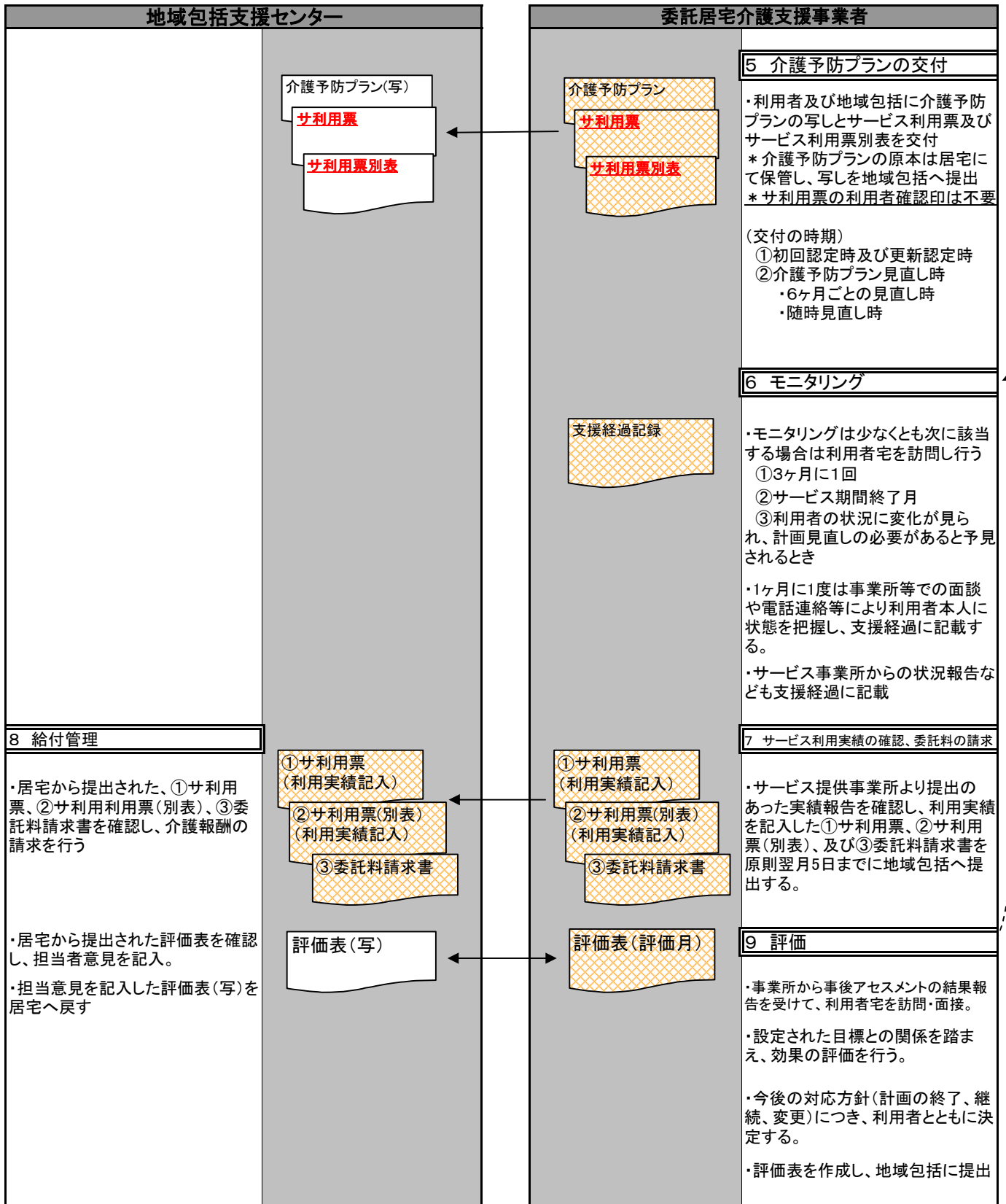
【はじめに】

- 以下の業務は事前に地域包括支援センターと居宅介護支援事業者間での業務委託契約締結されていることが必要です。
- 使用様式については、国から示された標準様式を使用します。
- 介護支援業務にあたっては「地域包括支援センター業務マニュアル」に基づき行います。

【用語について】

・地域包括→地域包括支援センター ・居宅→居宅介護支援事業者 ・介護予防プラン→介護予防サービス・支援計画表





※介護予防サービス・支援計画表、支援経過記録、評価表等関係書式は『各務原市介護保険サービス事業者協議会居宅介護支援事業部会』ホームページ(http://www.geocities.jp/kakamigahara_keamane/)からダウンロードできます。

※委託契約による介護予防支援業務の終了時

主治医意見書(写)、認定情報(写)、特記事項(写)、介護保険被保険者証(写)、基本チェックリスト、利用者基本情報、介護予防プラン、支援経過記録、評価表を居宅→地域包括へ提出し、地域包括にて2年間保管します。